

静岡県議会訓令第1号

静岡県議会事務局規程（昭和33年静岡県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月9日

静岡県議会議長 渥美泰一

改正前	改正後
<p>(課の所掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議事課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>議員選挙区等調査特別委員会</u> に関すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>速記に関すること。</u></p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第4条 地方自治法に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の職を置く。</p> <p><u>専門監</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 事務局長は、議長の命を受けて、局の所掌事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>専門監</u> は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。</p> <p>8～12 (略)</p>	<p>(課の所掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議事課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>議員選挙区等調査検討委員会</u> に関すること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>(職の設置)</p> <p>第4条 地方自治法に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の職を置く。</p> <p><u>専門官</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 事務局長は、議長の命を受けて、局の所掌事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>専門官</u> は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。</p> <p>8～12 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令第1号は、公表の日から施行し、第3条に係る規定は平成31年3月26日から、第4条及び第5条に係る規定は平成31年4月1日から適用する。